最終更新日：2018年6月28日
三井不動産株式会社
代表取締役社長 菰田 正信
問合せ先：総務部文書グループ (03) 3246-3055
証券コード：8801
http://www.mitsuifudosan.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループにおいては、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるという視点に立ち、最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指しております。
当社では、取締役の報酬や取締役・監査役の指名に関する経営の透明性を高めるべく、「報酬諮問委員会」および「指名諮問委員会」を設置しております。また、「執行役員制度」を導入し経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めており、さらに、企業経営者・学識専門家等で構成される「アドバイザリー・コミッティ」を設置し経営の多面的な視野の拡充を図っております。
また、監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。
さらに、「三井不動産グループコンプライアンス方針」を定め、当社グループの役職員の業務の適正の確保に関する体制を整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2015年6月1日公表のコーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。
なお、2018年6月1日に公表された改訂コーポレートガバナンス・コードに基づき、2018年12月末日までに本コーポレートガバナンス報告書を更新し、提出いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
・政策保有に関する方針
当社は、事業戦略、取引先との関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるために、中長期的な観点において経営戦略上有効と考えられる株式を保有しております。
・議決権行使基準
当社は、議決権を行使するにあたり、投資先企業の中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立ち、総合的に判断を行っております。

【原則1-7】関連当事者間の取引
・当社は当社取締役、監査役、上場子会社社長等およびその近親者と当社グループとの間の取引（直接取引・間接取引）の有無を毎年定期的に確認しております。
・当社と取締役との間の取引（直接取引・間接取引）が競業取引および利益相反取引に該当する場合は、取締役会における承認または報告を通じて監視を行っております。
・企業会計基準適用指針に定められた開示要件を参考に重要性を判定の上、「関連当事者との取引」に該当する取引について有価証券報告書に記載しております。

【原則3-1】情報開示の充実
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営戦略や経営計画については、当社HPに掲載しております。
当社HP（http://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/about_us/vision2025/）をご参照ください。
当社の経営理念であるステートメント・ビジョン・ミッションについては、当社HPに掲載しております。
当社HP（http://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/about_us/statement/index.html）をご参照ください。
(2) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針」につきましては、本報告書の「1-1基本的な考え方」および有価証券報告書、当社HPにて開示しております。
当社HP（http://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/about_us/governance/governancesystem/?id=global）をご参照ください。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・基本報酬、短期インセンティブとしての取締役賞与、中長期インセンティブとしてのストックオプションという構成としております。また、社外取締役は基本報酬のみとしております。
・当社は報酬諮問委員会を設置しており、経営陣幹部・取締役の報酬については同委員会に諮問の上、取締役会にて決定いたします。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・選任・指名の方針
当社は、当社グループの経営理念や経営戦略等を踏まえ、人格、能力、見識等を総合的に判断し、経営陣幹部を選任するとともに、取締役・監査役として適任と考えられる人物を候補者として指名しております。なお、社外取締役については、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくこと、ならびに取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け適切な役割を果たしていただくことを期待して選任しております。
また、社外監査役については客観的な立場から専門的な知識と豊富な経験に基づき取締役の職務の執行を監査していただくことを期待して選任しております。
・選任・指名の手続
当社は指名諮問委員会を設置しており、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については同委員会に諮問の上、取締役会にて決定いたしま

す。なお、監査役候補の指名については同委員会に諮問の上、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定いたします。
⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会において取締役・監査役選任議案がある場合、招集通知に個々の選任理由を記載しております。
当社HP（http://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/ir/shareholder/meeting/index.html）をご参照ください。

【補充原則4-1-1】経営陣への委任の範囲の開示
当社では、執行と監督の分離の観点から、株式に係る事項や会社経営上重要な事項等、法令、定款等により取締役会で決議すべきと定められたものを除き、業務執行取締役または執行役員等に業務執行の決定権を委任しております。
なお、当該委任における重要性の判断は、取引の性質及び金額等を基準とした意思決定に関する社則を定めた上で行なっております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
当社では、取締役12名のうち、独立社外取締役を4名選任しております。
なお、独立社外取締役の取締役全体に占める割合については、特段定めておりませんが、今後も取締役会がその役割と責務を十分果たせるような構成に留意していく所存です。

【原則4-9】独立性判断基準
106期有価証券報告書に「独立性判断基準」を記載しております。
当社HP（http://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/ir/library/fs/index.html）をご参照ください。

【補充原則4-11-1】取締役会のバランス・多様性・規模
取締役会全体としてのバランスや多様性を確保し、取締役会における多角的で有益な議論が行われるよう、取締役各々の能力、経験等に配慮した人材を選定するとともに、取締役会が効果的かつ効率的に機能し得る適切な規模を維持いたします。

【補充原則4-11-2】役員の兼任状況の開示
定時株主総会の招集通知に重要な兼職等を記載しております。
当社HP（http://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/ir/shareholder/meeting/index.html）をご参照ください。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性分析・評価および開示
当社は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、取締役会の更なる機能向上に取組んでおります。なお、取締役会の実効性評価の概要および結果は以下のとおりです。
⑴ 評価方法
全取締役に対して、取締役会の実効性に関するインタビュー、フリーアンケートを行い、その結果を踏まえ、2018年5月25日の取締役会にて、分析・評価いたしました。
⑵ 評価項目
・取締役会の体制（人数、業務執行者・非業務執行者の割合、多様性等）
・取締役会の運営状況（開催回数、出席率、審議時間、審議案件数、情報提供、質疑応答等）
・その他（前回の取締役会の実効性評価の課題、報酬諮問委員会、指名諮問委員会、社外取締役および社外監査役ミーティング等）
⑶ 評価結果と今後の対応
取締役会において、当社グループの企業価値の持続的向上に向けて、取締役会の実効性が適切に確保されている事を確認いたしました。本評価結果等を活用し、取締役会の更なる機能向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング方針の開示
当社は、取締役・監査役が役割を十分に果たせるよう、就任時にオリエンテーションを実施する、定期的に役員研修を行うなど、職務遂行に必要な情報を提供しています。また、社外役員と経営陣幹部との意見交換の機会を設定、取締役会・監査役会サポートの担当者を配置、社外取締役への取締役会資料の事前配付・説明など行うほか、取締役・監査役が役割を果たすために必要な費用は会社負担としています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
・基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、株主との建設的な対話に積極的に取組み、さらなる企業価値向上に努めてまいります。また株主・投資家の皆様への適確な情報開示と建設的な対話を行うことにより、長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。
・建設的な対話に関する体制整備・取組方針
株主の皆様との建設的な対話促進に関する当社窓口はIR室とし、担当取締役等が統括することといたします。
また、株主の皆様から信頼される情報開示の充実に加え、各関係部門は適切に情報交換を行ないます。
株主の皆様との対話内容は、必要に応じて、経営陣幹部・取締役会にフィードバックいたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	83,093,000	8.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	70,777,100	7.16
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	20,143,360	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	18,820,500	1.90
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	18,326,129	1.85
ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファンド クライアンツ エグゼンプト 505233	17,397,235	1.76
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	16,749,435	1.69
ジェーピー モルガン チェース バンク 385628	15,131,000	1.53
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	15,110,264	1.53

株式会社三井住友銀行	14,837,308	1.50

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況については、2018年3月31日現在を記載しております。
・株式所有割合は自己株式を控除して計算しております。
・三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者から2015年4月21日付の変更報告書の写しの送付があり、2015年4月15日現在でそれぞれ当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
・2018年4月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社およびその共同保有者が2018年3月30日現在でそれぞれ当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
・2018年4月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者が2018年4月13日現在でそれぞれ当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の上場子会社である三井ホーム株式会社（以下「三井ホーム」という。）は、当社グループが営む主なセグメントを構成する事業として、戸建住宅建築工事の請負等を行い、主要な役割を果たしております。
三井ホームは、当社グループが行う戸建住宅分譲事業の一部において当社グループから事業機会を得ているが、当社グループに対する売上比率が僅少であるなど当社グループへの依存度が低く、事業の棲分けも明確になされており、また、三井ホームの取締役に当社の取締役との兼務者もいないなど独自の経営判断を行える状況にあることから、当社グループから一定の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下　徹	他の会社の出身者								△			
江頭　敏明	他の会社の出身者								△			
江川　雅子	他の会社の出身者											
野木森　雅郁	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下　徹	○	山下徹氏は2012年6月まで当社の取引先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長でありましたが、取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。なお、直近事業年度における当社グループの取引総額に占める当該取引金額の割合は1%未満です。	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。

江頭　敏明	○	江頭敏明氏は2016年3月まで当社の取引先である三井住友海上火災保険株式会社の代表取締役会長でありましたが、取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。なお、直近事業年度における当社グループの取引総額に占める当該取引金額の割合は1%未満です。	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。
江川　雅子	○	―――	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。
野木森　雅郁	○	野木森雅郁氏は2016年6月まで当社の取引先であるアステラス製薬株式会社の代表取締役会長でありましたが、取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。なお、直近事業年度における当社グループの取引総額に占める当該取引金額の割合は1%未満です。	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	6	2	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	2	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

[指名諮問委員会]
・選任・指名の方針
当社は、当社グループの経営理念や経営戦略等を踏まえ、人格、能力、見識等を総合的に判断し、経営陣幹部を選任するとともに、取締役・監査役として適任と考えられる人物を候補者として指名しております。
なお、社外取締役については、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくこと、ならびに取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け適切な役割を果たしていただくことを期待して選任しております。
また、社外監査役については客観的な立場から専門的な知識と豊富な経験に基づき取締役の職務の執行を監査していただくことを期待して選任しております。
・選任・指名の手続
当社は指名諮問委員会を設置しており、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については同委員会に諮問の上、取締役会にて決定いたします。
なお、監査役候補の指名については同委員会に諮問の上、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定いたします。

[報酬諮問委員会]
・取締役報酬の決定方針
基本報酬、短期インセンティブとしての取締役賞与、中長期インセンティブとしてのストックオプションという構成としております。また、社外取締役は基本報酬のみとしております。
・取締役報酬の決定手続き
当社は報酬諮問委員会を設置しており、経営陣幹部・取締役の報酬については同委員会に諮問の上、取締役会にて決定いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から定期的に監査に関する報告を受けるとともに、情報交換を行うなど、相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　義孝	公認会計士								△					
真砂　靖	弁護士													
尾関　幸美	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　義孝	○	加藤義孝氏は2014年6月まで当社の取引先である新日本有限責任監査法人の理事長でありましたが、取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。なお、直近事業年度における当社グループの取引総額に対する当該取引金額の割合は1%未満であり、当該取引はコンサルティング契約や顧問契約ではありません。	現在、当社の社外監査役として、取締役の職務の執行に対する監査機能を十分に発揮しており、今後も更なる貢献が見込まれるため、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役および独立役員に選任しております。
真砂　靖	○	―――	現在、当社の社外監査役として、取締役の職務の執行に対する監査機能を十分に発揮しており、今後も更なる貢献が見込まれるため、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役および独立役員に選任しております。
尾関　幸美	○	―――	現在、当社の社外監査役として、取締役の職務の執行に対する監査機能を十分に発揮しており、今後も更なる貢献が見込まれるため、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役および独立役員に選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期インセンティブとして取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

中長期インセンティブとして取締役（社外取締役を除く。）、執行役員およびグループ執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2017年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりである。

（1）役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円） 基本報酬	ストックオプション	賞与	対象となる役員の員数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	947	490	70	386	9
監査役（社外監査役を除く。）	96	96	－	－	2
社外役員	87	87	－	－	8

（2）報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円） 基本報酬	ストックオプション	賞与	報酬等の総額（百万円）
岩沙　弘道	代表取締役会長	提出会社	109	14	89	213
菰田　正信	代表取締役社長	提出会社	109	14	89	213
北原　義一	代表取締役	提出会社	68	9	50	128

報酬の額又はその算定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬につきましては、第106回定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定する基本報酬、短期インセンティブとして各期の業績等を総合的に勘案したうえで株主総会で決議される取締役賞与、中長期インセンティブとして第95回定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定するストックオプションという構成としております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。
また、監査役報酬につきましては、第106回定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定する基本報酬のみとしております。
当社は報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬については同委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については経営企画部が、また、社外監査役については監査役室がその職務を補助しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 取締役会
取締役会は、取締役12名 (内、社外取締役4名) で構成され、当社の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しております。また、当社は、会社法第373条第1項に基づき特別取締役を置き、会社法第362条第4項に基づき、緊急性の高い入札等による資産の取得等について、特別取締役による取締役会の決議により決定することができる旨を定めております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。
(2) 報酬諮問委員会
報酬諮問委員会は、代表取締役社長、社内取締役1名および社外取締役4名で構成され、取締役会が取締役の報酬に関する事項につき決議を行うにあたっては、本委員会を経ることとしております。
(3) 指名諮問委員会
指名諮問委員会は、代表取締役社長、社内取締役1名および社外取締役4名で構成され、取締役会が取締役・監査役の指名に関する事項につき決議を行うにあたっては、本委員会を経ることとしております。
(4) 監査役会
監査役会は監査役5名 (内、社外監査役3名) で構成され、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針および分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。また、監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専任の使用人 (3名) を配置しております。
(5) 執行役員制度
「執行役員制度」を導入することで経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。
また、グループ経営をさらに強固なものとするべく、グループ企業の執行責任者にも当社の執行役員と同様の立場と使命を付与する「グループ執行役員制度」を導入しております。
(6) 経営会議
役付執行役員を構成員とする「経営会議」を設置し、業務執行上の重要事項の審議ならびに報告を行っております。また、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常勤の監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。
(7) アドバイザリー・コミッティ
企業経営者・学識専門家等で構成される「アドバイザリー・コミッティ」を設置し、コミッティ委員より客観的な立場から大局的かつ先見的な助言を受け、経営の多面的な視野の拡充を図っております。
(8) 内部監査体制
社長直轄の独立した組織である監査室 (19名) が、取締役会で承認された監査計画に従って全部門を対象に内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を確認するとともに、監査対象部門に対して監査指摘事項の改善指導を行い、内部統制の有効性の向上に努めております。また、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しております。
なお、監査役は、会計監査人および監査室から定期的に監査に関する報告を受けるとともに情報交換を行うなど、相互の連携を図っております。
(9) 会計監査の状況
当社は、会計監査についての監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しており、監査を受けております。
なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。
当期において業務を執行した公認会計士の氏名および継続監査年数、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 ： 髙波博之 (5年) 、山田裕行 (3年) 、伊藤浩之 (2年)
※ ( ) 内は継続監査年数
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 16名、公認会計士試験合格者 13名、その他 11名

3 . 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役の報酬や取締役・監査役の指名に関する経営の透明性を高めるべく、「報酬諮問委員会」および「指名諮問委員会」を設置しております。また、「執行役員制度」を導入し経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めており、さらに、企業経営者・学識専門家等で構成される「アドバイザリー・コミッティ」を設置し経営の多面的な視野の拡充を図っております。
また、監査役は、会計監査人および内部監査部門である監査室と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施していることから、コーポレート・ガバナンスの体制を十分に図ることができると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前発送を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の定時株主総会より、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版の作成を実施しております。
その他	ホームページへの招集通知の発送前掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IR活動を行うにあたって、株主・投資家・証券アナリストといった市場参加者の理解を促進し、市場参加者の皆様との長期的な信頼関係の構築に向けた取組みを通じて適切な評価の獲得を目指しています。その目的達成に向けて、当社に関する経営戦略や財務状況等の情報の適切な開示を行います。 開示にあたっては、情報取扱責任者である総務部長の管理のもと、当社各本部・部門及びグループ会社からの情報を総務部にて集約し、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づき、適時開示の必要性について関係部署と協議し、開示の判定を行います。また、金融商品取引法に定められた「フェア・ディスクロージャー・ルール」を遵守し、迅速かつ公平な情報開示の実現に努めます。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等における個人投資家向けの説明会を適時実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、半期に一度決算説明会を開催し、社長、担当役員等が決算報告と事業概要報告を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、半期に一度決算説明会（日本語）を開催し、社長、担当役員等が決算報告と事業概要報告を行っており、この説明会の動画（英語版）をホームページで掲載しております。 四半期に一度、英語音声による決算説明を行い、HPで掲載しています。 担当役員等が海外投資家およびアナリストを年間に複数回訪問し、個別の取材対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート等の投資家向け情報を掲載しております。（http://www.mitsuifudosan.co.jp/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三井不動産グループのSTATEMENT／VISION／MISSION」、「三井不動産グループコンプライアンス方針」等において顧客重視の姿勢、地域社会との共生、適切な会社情報の開示等、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、地球環境との共生や「経年優化」の街づくりを積極的に行うことにより、環境への配慮や社会の課題解決等、ＥＳＧ課題に取組み、持続可能な社会の構築に貢献してまいりました。 日本橋では、官・民・地元が一体となり、地域の活性化と新しい魅力を創り出す「日本橋再生計画」を推進するとともに、ライフサイエンス領域のオープンイノベーションを支援するべく「場」の整備と「コミュニティ」の構築に取組んでおります。六本木の「東京ミッドタウン」では、働く、遊ぶ、暮らす、憩う等の多彩な機能を合わせる「ミクストユース化」により「都市再生と環境創造」を実現したほか、「柏の葉スマートシティ」においては、公・民・学が連携して環境共生・新産業創造・健康長寿を目指す「課題解決型の街づくり事業」を推進しております。 また、グループビジョンにある「＆マーク」に象徴される「共生・共存」「多様な価値観の連繋」「持続可能な社会の実現」の理念のもと、社長を委員長とする「社会貢献委員会」「環境委員会」を設置し、環境保全活動をはじめとする人類が直面する様々な課題の解決に取組んでおり、その詳細と成果については企業統治などへの取組みも含め、定期的にＣＳＲ報告書「三井不動産グループの社会・環境への取組み」を作成し、対外的に公表しております。 今後もこれらＥＳＧ課題への取組みが、企業価値の評価に影響する状況を認識し、情報開示の充実に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	積極的に広報活動および外部からの意見聴取を行い、公正に会社情報を開示し、広く社会との円滑なコミュニケーションを図ることを基本方針とし、法定開示にとどまることなく積極的な情報提供を継続推進している。また、正確かつ迅速に情報開示を行うための体制整備を図っている。
その他	当社は、多様な価値観・才能・ライフスタイルを持った人材が、ライフステージに応じた働き方を選択し、キャリアを継続するとともに、個々の経験や能力を最大限発揮することが、当社の中長期的・持続的な発展に不可欠であると考え、各種施策を実施しております。 具体的には、多様な人材が持てる力を最大限発揮できる組織の土台作りとして「働き方の改革」を推進します。また女性の活躍を推進する観点では、これまでも育児休業取得期間の法定を上回る整備、育児・介護と仕事を両立するための柔軟な勤務時間の設定、事業所内託児所の開設、育児・介護に関する費用補助制度といった育児・介護に関する環境整備を実施しているほか、配偶者の転勤にともない退職せざるを得ない従業者が再雇用の機会を得られる「リターンエントリー制度」、男性の育児参加促進と育児に関する理解醸成を目的として、男性育児参加休暇も導入しています。 また、グローバル人材としての素養の伸長を目的として、若手グローバル研修・海外マネジメント研修等のグローバル人材育成研修も導入・実施しております。 今後も、従業員がキャリアを継続し、ライフステージの変化等に応じて多様な働き方ができるよう、様々な支援策を推進してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおいては、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性･透明性･効率性の向上に努めており、内部統制に関する体制の整備･運用を図るとともに、職務の執行が法令および定款に適合することをはじめとする業務の適正の確保に関し、以下のとおり体制を整備しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進計画の策定･実施等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止しております。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書規程」「情報管理規則」「情報システム管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」等の社内規程を定め、「経営会議」にて当社及び当社グループのリスクマネジメントを統括し、「リスクマネジメント委員会」を業務リスクを管理する組織とし、「業務委員会」を事業リスクを管理する組織として、リスク課題の抽出･把握や対応策の立案を行っております。
さらに、「リスクマネジメント委員会」の下部組織として、「クライシス対応部会」を設置し、緊急性の高い案件については、必要に応じて同部会を開催して対応を行う体制としております。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
従来、取締役が担ってきた経営機能と執行機能の分離･強化を推進することを目的として、「執行役員制度」を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をとっております。
また、「取締役会」の決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務権限規則」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続を定め、効率的に業務を推進しております。
(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進計画の策定･実施等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止しております。
また、「内部相談制度規程」に基づき、社内及び社外にコンプライアンス上の問題に関する相談窓口を設置しております。
さらに、内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会」及び監査役に対し報告しております。
(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社監理規程」及び「海外関係会社監理規程」の適切な運用により、子会社の取締役の職務執行の効率性を確保しつつ、当社の承認及びモニタリング等を基本とした経営管理を行っております。
また、各グループ会社は、「三井不動産グループコンプライアンス方針」のもと、コンプライアンス体制及び内部相談制度を整備し、内部監査部門等によりコンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会」及び監査役に対し報告しております。
(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する専任の組織として「監査役室」を設置し、専任の使用人を配置しております。
当該使用人は監査役の指揮命令系統に属しており、その人事評価は監査役が行い、人事異動については事前に監査役と協議することとしております。
(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、「取締役会」に出席しております。
また、常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「経営会議」に出席し、必要な報告を受け、「監査役会」にて共有しております。
さらに、監査役は、内部監査部門及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、情報交換を行うなど、相互の連携を図っております。
内部相談の対象となった事項は、「リスクマネジメント委員会」を通じて、適宜、常勤の監査役に報告され、「内部相談制度規程」には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められております。
(9) 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「経営会議」に出席し、必要な報告を受け、「監査役会」にて共有しております。
また、子会社の取締役及び監査役等と、直接または所管する部門を通じて、適宜、情報交換に努めているほか、子会社の内部監査の実施状況について報告を受けております。
各グループ会社の「内部相談制度」において対象となった事項は、所管する部門及び「リスクマネジメント委員会」を通じて、適宜、当社の常勤の監査役にも報告され、各社の内部相談制度に関する規程には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められております。
(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担することとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方
当社グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており断固たる姿勢で対処することとしております。
(2) 整備状況
･「三井不動産グループコンプライアンス方針」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス要領」等の社内規程を定め、反社会的勢力排除に関する基本的な考え方および対応手順を明確にするとともに、社内啓蒙に努めております。
･平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関等と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

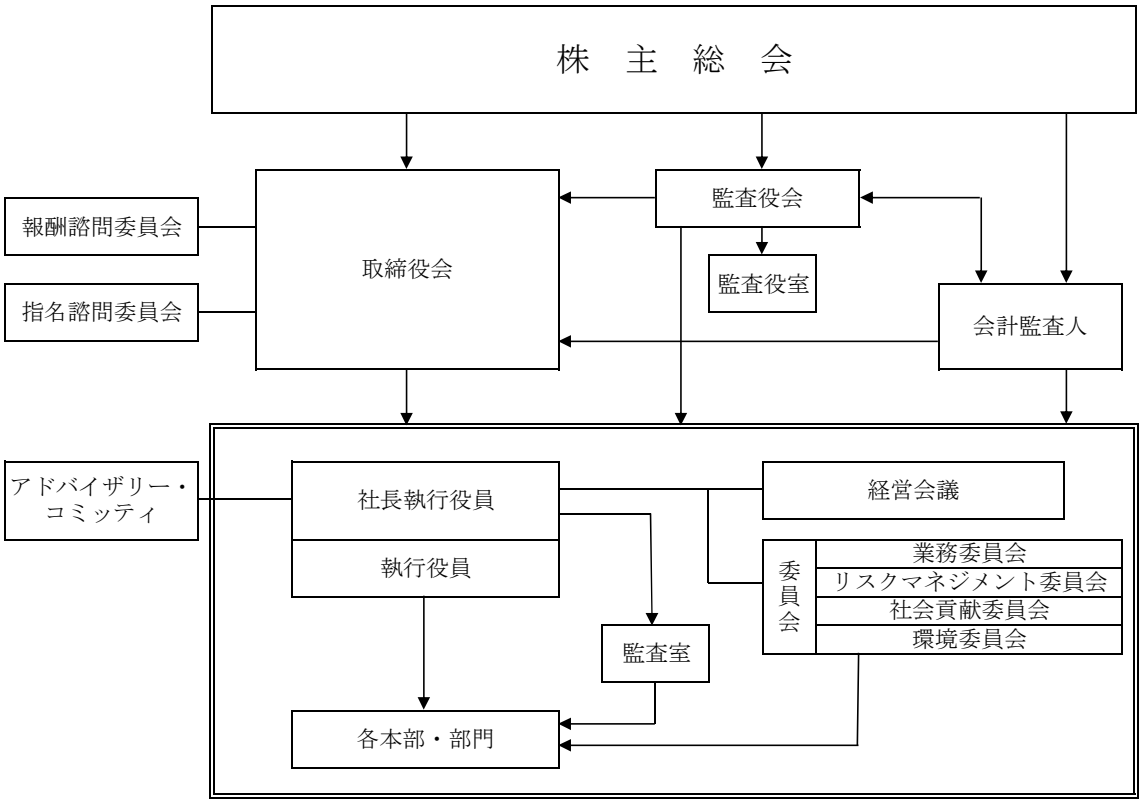
買収防衛策の導入の有無	なし

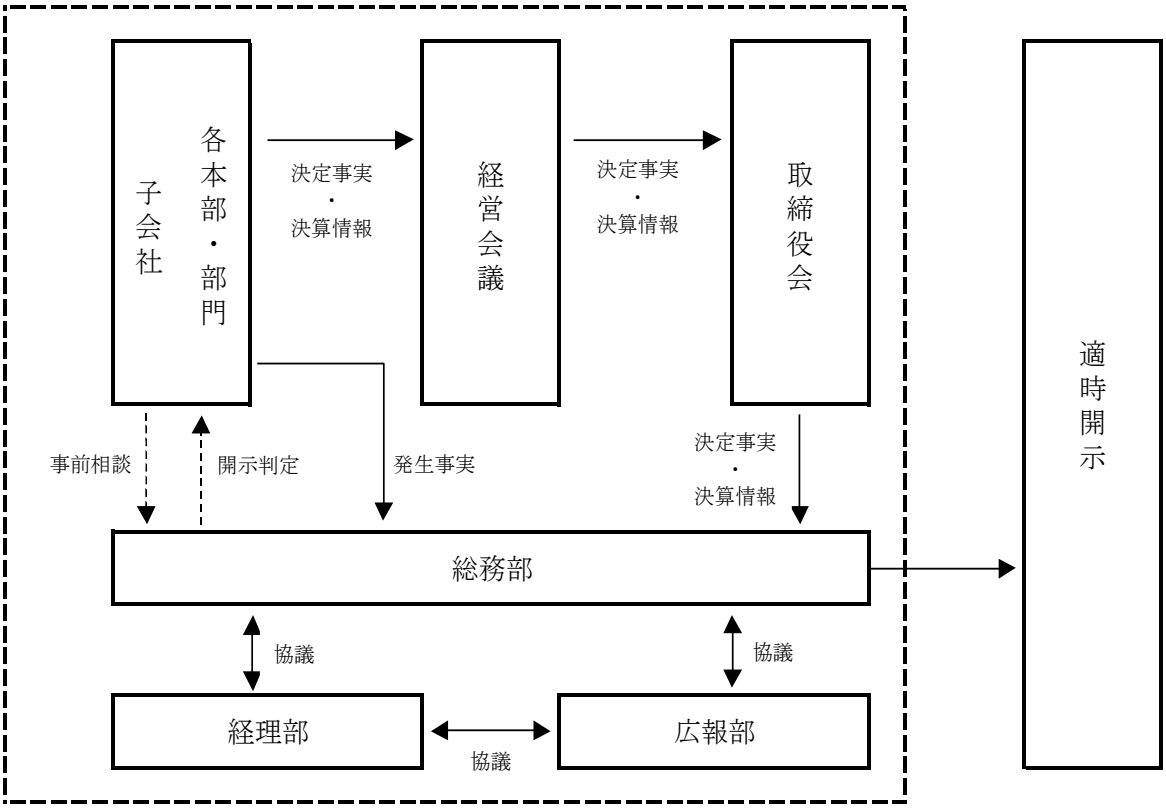
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

⑴ 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
当社では、情報取扱責任者である総務部長の管理のもと、当社本部・部門および子会社からの情報を総務部にて集約し、適時開示規則および関係諸法令に基づき、総務部、経理部および広報部にて適時開示の必要性について協議を行い、開示の判定を行っております。
開示判定後、開示の必要性がある決定事実および決算に関する情報については経営会議の審議および取締役会の決議後に、また、開示の必要性がある発生事実に関する情報については、速やかに、総務部にて開示手続きを行っております。
また、当社は、情報開示を行うにあたり、金融商品取引法に定められた「フェア・ディスクロージャー・ルール」を遵守し、迅速かつ公平な情報開示の実現に努めます。


株　主　総　会
報酬諮問委員会
指名諮問委員会
取締役会
監査役会
監査役室
会計監査人
アドバイザリー・
コミッティ
社長執行役員
執行役員
経営会議
委員会
業務委員会
リスクマネジメント委員会
社会貢献委員会
環境委員会
監査室
各本部・部門


子会社
各本部・部門
決定事実・決算情報
経営会議
決定事実・決算情報
取締役会
適時開示
事前相談
開示判定
発生事実
決定事実・決算情報
総務部
協議
協議
経理部
協議
広報部